

狩猟事故・違反を絶滅へ

- 狩猟を行うには、「獵銃・空気銃所持許可証」の用途欄が「標的射撃」のみの記載では狩猟できません。
用途欄に**『狩猟』**の記載が必要です。
所轄警察署に申請をしてください。
車内に銃や実包を放置すると**違反**です。
違反するとすべての銃砲が**取り消し**となります。
- 実包装填の直前に、再度周囲の矢先を確かめ
『矢先確認』の呼称を励行する。
- 銃を発射する必要がなくなったら**脱包**すること。
- 獲物は十分に**確認**したうえで発砲すること。
- **オレンジ色、狩猟ベスト・帽子**を必ず着用すること。
- 空薬きょうやゴミは必ず持ち帰ること。
違反すると**罰金**に処せられる行為です。

日頃の射撃練習の成果が、安全狩猟につながります！

3人隊列で狩猟中です。獵銃をヒジに
しっかりと託して**保持**してください。

